

料  
金  
受  
取  
人  
払  
郵  
便

大阪西局  
承認  
2973

差出有効期間  
2028年3月  
1日まで

5 5 0 8 7 9 0

5 0 1

大阪府大阪市西区土佐堀1-5-11

KDX土佐堀ビル4階

株式会社  
フロンティア  
行



株式会社フロンティア

〒550-0001

大阪府大阪市西区土佐堀1-5-11 KDX土佐堀ビル4階

サポートダイヤル:0120-569-257

FAX:03-6866-7012

受付時間 平日 9:00~18:00



FRONTIER

# 送付状

大阪府 堺市西区 草部1214

合同会社向伸

御中

山下 善伸 様

株式会社フロンティア

部署名

サポートチーム

大阪府大阪市西区土佐堀1-5-11

KDX土佐堀ビル4F

TEL:0120-569-257

FAX:03-6866-7012

3枚

2026年05月01日

拝啓

貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
下記の書類を御送付させていただきますので、ご査証下さい。  
敬具

記

解約合意書 1部

解約合意書(お客様控え) 1部

返信用封筒 1部

ご捺印いただきご返送の程よろしくお願いたします。

書面につきましては、毎月20日締め、翌月末解約となります。



## 解約合意書

契約者とサービス提供会社は、契約者とサービス提供会社との間で締結済みの契約について、次のとおり合意します。

## 第1条(合意解約)

1. 契約者とサービス提供会社は、契約者とサービス提供会社との間で締結済みの下記契約(以下、「対象契約」という。)について、解約することと合意する。なお、解約日は、対象契約の規約において規定される場合は当該日をもって解約するものとし、特段の定めがない場合は、毎月20日(土日祝日の場合は翌営業日)までに、本合意書がサービス提供会社において受領されたものにつき、翌月(以下、「合意解約月」といいます。)の末日付で解約するものとする。

## 記

選択	申込日	契約名(対象サービス名)	プラン/対象商品の名称
<input checked="" type="checkbox"/>	2021年05月24日	保守契約	対象商品: ウェブ制作費(プレミアムプラン)
<input type="checkbox"/>		MEOプラン	対象店舗のサイテーション対策も同時解約となります。

※対象契約がパッケージ・もしくはオプションが付加されている場合、パッケージ単位、もしくはオプションも同時解約となります。

【対象店舗】契約者の一部の店舗に対する契約のみを解約する場合、以下の店舗の解約申込とします。

店舗名:	店舗名:
電話:	電話:
店舗名:	店舗名:
電話:	電話:

以上

2. 契約者は、対象契約における上記にて指定したプランの契約及びオプション・パッケージを全て解約することに同意します。

## 第2条(支払義務)

契約者は、前条に基づく対象契約の解約において、以下の金員につき支払義務があることを認めます。

1. 合意解約月までの月額料金
2. 違約金規定により支払義務のある違約金

## 第3条(サービス提供の終了に関する確認)

1. 契約者は、サービス提供会社が合意解約月の末日をもって、対象契約に基づくサービス(役務、準委任による業務、システム利用の終了、データの維持を含みますが、これに限りません。)の提供を終了することを確認します。
2. 契約者は、プログラムの削除、システムシャットダウン後に、対象契約の解約並びにサービス提供終了に伴い、契約者に生じるトラブル等について、サービス提供会社が一切の責任を負わないことを確認しました。
3. 契約者は、対象契約にかかるサービスにおいて、第三者が提供するサービスにかかるアカウントの権限をサービス提供会社に付与している場合、これらを解約日後、自らにより削除し、解約日後、当該アカウントにかかるトラブルについて、サービス提供会社が一切の責任を負わないことを確認しました。また、契約者は、解約日以降合理的な期間を経過後もサービス提供会社に付与された権限が削除していない場合、サービス提供会社が契約者への何らの通知なく当該サービス提供会社に付与された権限の削除を行うことを予め承諾します。

## 第4条(サービス提供会社への作業依頼)

契約者は、本解約に伴い以下の作業をサービス提供会社に依頼します。なお、解約後合理的な期間の経過後にサービス提供会社は当該作業を行います。

1	IPプロデュースパックにおけるホームページの非表示作業
2	IPプロデュースパックのシステムのシャットダウン作業
3	IPプロデュースパックにおけるドメインの消滅作業
4	IPプロデュースパックにおけるホームページの閉鎖作業
5	IPプロデュースパックで利用しているドメインのメールアドレスの削除
6	

## 第5条(禁止事項)

本解約は、契約者とサービス提供会社において円満な解約であることを双方確認し、契約者とサービス提供会社は、本合意の存在及びその内容を第三者に開示(口頭、文書、SNS・ネットへの書き込み等を含むがこれに限らない)しないことを確認します。

## 第6条(精算条項)

契約者とサービス提供会社との間には、対象契約について本合意書に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認しました。

以上、本書2通を作成し、契約者とサービス提供会社の記名押印のうえ、各一通を保持することで本合意書の成立を証するものとする。なお、契約者が新たに契約者とサービス提供会社間において締結した保守契約が成立することに起因し、本解約合意書の対象たる保守契約を解約する場合においては、「電子契約システムの利用確認・同意書及び利用アドレス登録届出書」に基づき、電子契約サービスを利用の上、契約者とサービス提供会社間で記名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上、各自保管することでこれに代えるものとする。

合意日: 年 月 日

契約者 大阪府 大阪市阿倍野区 松崎町 2-1-36-2107  合同会社向伸 山下 善伸	サービス提供会社 東京都新宿区西新宿6-13-1 住友不動産新宿セントラルパークビル8F 株式会社フロンティア 代表取締役 佐々木
---	---